

福県医発第2032号(保)

平成17年 2月14日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



岡山県医師国民健康保険組合一部負担割合（給付割合）の変更
について

岡山県医師国民健康保険組合より平成17年4月1日から下記のとおり一部負担割合（給付割合）を変更する旨、通知がありましたので会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、新たに3割負担とする被保険者証は、平成17年4月1日から平成18年9月30日までの、18ヶ月間を有効期限として交付されますので、ご留意いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 一部負担割合（給付割合）

種 別	変 更 前	変 更 後
組 合 員	2割 (給付割合8割)	3割 (給付割合7割)
准組合員		
世帯員(家族)		

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法に定める給付割合。

2. 施行年月日 平成17年4月1日診療分より

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

